

敦賀市防災総合システム整備事業
公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年 4 月

敦 賀 市

1 目的

近年、災害が頻発化・激甚化し、市民の防災意識が高まる中、市域の災害対応に一義的責務を有する本市においては、防災気象情報の収集やこれに基づく発令判断等における一層の迅速性と的確性が求められている。

一方、本市においては、これまで防災気象情報の収集や発令判断等において、属人的な能力に依存することが多く、必ずしも作業手続きの十分な標準化が進められてこなかった。

そこで、災害時における的確な情報収集及び発令判断等の迅速化・標準化を進める防災DXを推進することを目的として、防災総合システムを導入する。

2 公募概要

(1) 業務名

敦賀市防災総合システム整備事業

(2) 業務内容

参考仕様書 敦賀市防災総合システム整備事業仕様書（以下「参考仕様書」という）のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 提案上限額

29,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

(5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6) 又は (7) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 公募開始及び募集要項配布期間
令和8年4月10日（金）から令和8年5月1日（金）午後5時まで
- (2) プロポーザルに関する質問書受付期間
令和8年4月10日（金）から令和8年4月17日（金）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限
令和8年4月24日（金）
- (4) 企画提案書類の受付期間
令和8年4月10日（金）から令和8年5月1日（金）午後5時まで
- (5) 企画提案選考（プレゼンテーション・ヒアリング審査）
令和8年5月12日（火）（予定）
※プレゼンテーションの日程は決定次第通知する
- (6) 結果通知
令和8年5月15日（金）（予定）
※結果通知の日程は決定次第通知する

5 申込方法

- (1) 募集要項等の配布
本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。
また、市ホームページにおいても公開する。
ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
ア 所在地：〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市防災センター3階 市民生活部危機管理対策課
イ TEL：0770-22-8166
ウ FAX：0770-21-8682
エ Eメール：kikikanri@ton21.ne.jp
- (2) 質問書の受付及び回答
様式6に要旨を簡潔にまとめ、5の（1）のEメールあてに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。
また、回答は、市ホームページに掲載するとともに、令和8年5月1日まで、担当

課において閲覧することができる。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は簡易書留郵便により、5の(1)の担当課に提出すること。

持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、10部(正本1部、副本9部)を提出すること。

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

6 企画提案書の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加申請書兼 企画提案書 (表紙)	① 会社名、代表者氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ② A4判1頁
(2) 会社概要 (様式1)	① 当該業務を行うにあたり、関連する資格を有する技術者の人数等を記載すること。 ② A4判1頁
(3) 参加資格確認事 項申告書 (様式2)	① 本募集要項の3の参加資格に関する事項について、該当及び非該当を記載すること。
(3) 業務実績 (様式3)	① 防災関連システムに関し、他の自治体での納入実績を記入すること ② 納入実績として記入した業務の契約書の写しを添付すること。 ③ 枚数は必要に応じて追加すること。
(4) 配置予定技術者 の経歴等 (様式4)	① 配置予定の統括責任者及び主たる担当技術者を記入すること。 ② 配置予定技術者等ごとに、(3)の業務実績に対応した業務実績を記入し、添付する契約書の写しとの対応関係を明らかにすること。 ③ 予定技術者1名につき、A4判1頁以内とすること。
(5) 実施体制及び工 程計画 (様式自由)	① 本業務における実施体制図及び工程計画を記載すること。 また、複数の事業者が参画する場合は、その関係性を明らかとした実施体制図とすること。 ② 運営時のメンテナンスの体制について記載すること。 ③ A4判2頁以内とすること。

<p>(6) 業務の企画提案 (様式自由)</p>	<p>① 本事業への企画提案として、様式自由であるが、別表1 審査項目に掲げる以下の事項を明らかにすること。</p> <p>a.迅速性 b.的確性 c.一覧性・視認性 d.信頼性・保守性 e.拡張性</p> <p>※e.拡張性にあつては、拡張する機能ごとに予想される経費を明記すること</p> <p>② 記載にあたり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。</p> <p>③ A4版10頁以内、又はA3判5頁以内とすること。</p>
<p>(7) 経費 (様式5)</p>	<p>① 本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。</p> <p>※経費として、本業務の実施に係る直接的な経費だけでなく、今後10年間分のランニングコストを明記すること。</p> <p>② A4判1頁以内に記載すること。</p>
<p>その他</p>	<p>① 企画提案にあつては、本市の気象や地理的特性を踏まえるとともに、最新の災害に関する知見を踏まえること。</p>

7 審査及び選定方針

(1) 審査方針

敦賀市防災総合システム整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査を行い、最も優れた提案1点を選定する。

(2) 書類審査及びプレゼンテーション

企画提案書の内容について、次のとおり書類審査及びプレゼンテーションを実施する。開催日時については、企画提案書提出事業者に対して通知する。

なお、参加人数については提案1事業者につき5名を限度とする。

ア 実施日時：令和8年5月12日（火）（予定）

※詳細な日時は決定次第通知する

イ 実施場所：敦賀市役所会議室

※詳細な場所は決定次第通知する

ウ 所要時間：各社25分以内（説明15分、質疑10分）とする。

エ 留意事項

- ・事前に提出した企画提案書を用いて説明すること。
- ・なお、プレゼンテーションに際し、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意（※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子はHDMI端子）をするが、PCについては別途事業者側で手配をすること。

(3) 審査項目

審査項目は、別表1のとおり。

(4) 結果通知

ア 審査結果については、令和8年5月中旬頃に企画提案書提出事業者に通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの。
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの。
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) プレゼンテーション時に企画提案書類の追加資料を提出したとき。
- (6) プレゼンテーション時に企画提案書提出事業者の担当者以外のものが出席したとき。
- (7) 企画提案書提出事業者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (8) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

9 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出された参加申請書類及び企画提案書類等は、敦賀市情報公開条例（平成11年6月29日条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（部分公開）するものとする。
- (4) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 契約するにあたって、敦賀市は、審査委員会にて選定した契約候補者と協議の上、参考仕様書の一部を変更し、契約することができる。
- (6) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案事業者が負うものとする。

10 担当部署

- ・敦賀市市民生活部危機管理対策課
- ・住所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
- ・TEL：0770-22-8166
- ・FAX：0770-21-8682
- ・Eメール：kikikanri@ton21.ne.jp

別表1 審査項目

審査項目		評価の視点・基準	配点
1 業務実績		・他の自治体で、防災関連システムの導入実績があるか	5
2 配置予定技術者の経歴等		・業務を遂行可能な技術者等が適正に配置されているか ・業務実績に携わった技術者等が配置されているか	5
3 業務実施体制及び業務工程計画		・業務遂行の業務体制及び工程が明示されているか ・複数の事業者が参画する場合、事業者間の関係性を明らかにした業務体制及び工程が明示されているか	5
4 企 画 提 案	a.迅速性	・防災気象情報や福井県河川・砂防総合情報をはじめとしたその他災害関連情報（以下「防災情報等」という。）を可能な限り迅速に自動収集し、表示可能か	5
	b.的確性	・上記、防災気象情報等に基づき、発令すべき避難指示等の避難情報等、対象地区や開設すべき指定避難所（以下「発令判断」という。）を予測し、表示可能か	10
	c.一覧性 ・視認性	・上記、防災気象情報等や発令判断について、本市町界区域を明示した地図上に一覧性を確保し、表示可能か ・また、本市災害対策本部室の大型スクリーンに表示されることを想定した視認性に優れているか	5
	d.信頼性 ・保守性	・システム異常が発生しにくく、バックアップ体制がとられているなど、信頼性が確保されているか ・障害発生時に復旧作業の即時対応が可能かなど、保守性に優れているか	15
	e.拡張性	・参考仕様書に掲げ、上記 a～d の審査項目の対象となる防災情報収集・発令判断支援機能に加えて、今後の拡張性が考慮されているか ・また、今後の拡張性として挙げる機能について、それぞれ予想される導入経費が明記されているか ・なお、今後の拡張性として想定される機能は欄外のとおり	20
5 経費		・見積額が提案上限額以下であるか ・見積額及び10年間分のランニングコストがどの程度であるか	30
合 計			100

【今後の拡張性として想定される機能】

1 発令事項の機械音声化と防災放送システムとの連動機能

本公募型プロポーザルで募集する防災総合システムの拡張性として、当該システムにて入力した発令事項を機械音声化するとともに、本市の防災放送システムのうち防災行政無線（屋外スピーカー）及び防災ラジオと連動し、機械音声を発信するとともに、本市の防災放送システムのうち防災メール（トンボメール）と連動し、配信する機能

2 現場職員からの状況報告機能

本公募型プロポーザルで募集する防災総合システムの拡張性として、被害状況を調査する、もしくは指定避難所を開設・運営する現場職員からの状況報告を、携行する情報端末から当該システムへ送信し、一覧表化した上で表示する機能

3 市民との情報共有機能

本公募型プロポーザルで募集する防災総合システムの拡張性として、上記、現場職員からの状況報告機能の一部を市ホームページ等で公開し、市民と情報共有する機能

※なお、上記は、あくまで現時点で本市が想定する機能であり、必ずしもこれらの一部または全てを拡張性として備える必要はなく、またその他の機能の提案を妨げるものではない